

九州地方における県指定伝統的工芸品制度の現状と問題点

Current Status of the Prefecture-designated Traditional Craft Systems in Kyushu and Related Issues

大淵和憲

九州産業大学伝統みらい研究センター

Obuchi Kazunori

MIRAI Research Center for Traditional Crafts, Kyushu Sangyo University

Key words: traditional craft, designation system, ordinance and outline

要旨

本研究は、九州地区の県指定伝統的工芸品制度を主な研究対象とする。九州7県の内、大分県を除いた6県が伝統的工芸品の指定制度を実施している。各県はそれぞれ独自の「指定要綱」を設けていることがわかった。またその運用にあたっては、各県それぞれが要綱の改正といった柔軟な対応を行うことで指定制度維持が図られていた。

また、各県の伝統的工芸品の指定状況を調査し、一覧表を作成した。その結果、総計は209品目に及び、小規模の伝統工芸事業者の多くが県の伝統的工芸品指定を受けている現状を把握することができた。

以上の調査分析を通じて、県指定伝統的工芸品の生産者がどんなメリットを享受できるかを再検討することは、制度存続の意義を高める上で不可欠な営為であるという認識に至った。これは、多様性を持った我が国の伝統工芸産業の維持と発展に向けた取り組みにも繋がることであり、目下喫緊の課題と捉えるべきである。

Summary

This research mainly focuses on the traditional craft system designated by each prefecture in the Kyushu area. The six prefectures in Kyushu, except Oita, have implemented the systems for designating traditional crafts. And it was found that each prefecture has own "designation outline".

In the operation, they maintain the systems by revising the outlines as necessary.

Also, the author investigated the status of designated traditional crafts in each prefecture and compiled them in a list. As a result, the list shows 209 items in total and most of them are applied by individuals or small-scale traditional crafts producers.

The research and the analysis above make it clear the significance of realizing what kinds of benefits producers gain to maintain each designation system. This point of view will lead to efforts to maintain and develop the Japanese traditional craft industry with rich diversity and should be considered as an urgent issue.

1. はじめに

1.1. 研究の背景

経済産業省の「伝統的工芸品の指定品目一覧」によると、2019年11月現在、我が国の「伝統的工芸品」は全国に235品目存在する¹⁾。その中で沖縄を除いた九州7県の伝統的工芸品は21品目(本場大島紬は2県に重複しているが1品目と数える)に上る²⁾(表1)。この伝統工芸産業の支援・振興は、1974年に制定・施行された「伝統的工芸産業の振興に関する法律(以下、伝産法)」に則り、45年の歳月を経た今も実施され続けている。

表1.九州7県の経済産業大臣指定伝統的工芸品産地一覧

| 県名 | 品目名 | 工芸品の分類 | 指定年月日 | 主な製造地域 | 主な産地組合 |
|------|---------|---------|---------------|---------------------------------------|---|
| 福岡県 | 小石原焼 | 陶磁器 | 1975年5月10日 | 東峰村 | 小石原焼陶器協同組合 |
| | 博多人形 | 人形・こけし | 1976年2月26日 | 福岡市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市他 | 博多人形商工業協同組合 |
| | 久留米緋 | 織物 | 1976年6月2日 | 久留米市、八女市、筑後市、大川市、うきは市、広川町、大木町 | 久留米緋協同組合 |
| | 博多織 | | 1976年6月14日 | 福岡市、甘木市、太宰府市、大野城市、佐賀県唐津市他 | 博多織工業組合 |
| | 八女福島仏壇 | 仏壇・仏具 | 1977年3月30日 | 八女市、久留米市、筑後市、みやま市、黒木町、広川町、立花町、矢部村、星野村 | 八女福島仏壇仏具協同組合 |
| | 上野焼 | 陶磁器 | 1983年4月27日 | 福智町 | 上野焼協同組合 |
| | 八女提灯 | その他の工芸品 | 2001年7月3日 | 八女市、柳川市、筑後市、上陽町、広川町、立花町、瀬高町、三橋町、三瀬町 | 八女提灯協同組合 |
| 佐賀県 | 伊万里・有田焼 | 陶磁器 | 1977年10月14日 | 伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町 | 佐賀県陶磁器工業協同組合 |
| | 唐津焼 | | 1988年6月9日 | 唐津市、武雄市、多久市、伊万里市、嬉野市、玄海町、有田町、白石町 | 唐津焼協同組合 |
| 長崎県 | 三川内焼 | 陶磁器 | 1978年2月6日 | 佐世保市 | 三川内陶磁器工業協同組合 |
| | 波佐見焼 | | 波佐見町、川棚町、東彼杵町 | 波佐見陶磁器工業協同組合 | |
| 熊本県 | 長崎べっ甲 | その他の工芸品 | 2017年1月26日 | 長崎市、諫早市、西海市、長与町 | 長崎龍甲組合連合会 |
| | 小代焼 | 陶磁器 | 2003年3月17日 | 荒尾市、熊本市、宇城市、南関町、長州町 | 小代焼窯元の会 |
| | 天草陶磁器 | | | 本渡市、上天草市、五和町、苓北町、天草町 | 天草陶磁振興協議会 |
| | 肥後象がん | 金工品 | 2013年12月26日 | 熊本市 | 肥後象がん振興会 |
| 山鹿灯籠 | その他の工芸品 | 山鹿市 | | 山鹿灯籠振興会 | |
| 大分県 | 別府竹細工 | 木工品・竹工品 | 1979年8月3日 | 大分市、別府市、日田市、杵築市、由布市、日出町 | 別府竹製品協同組合 |
| 宮崎県 | 本場大島紬 | 織物 | 1975年2月17日 | 都城市 | 都城絹織物事業協同組合 |
| | 都城大弓 | 木工品・竹工品 | 1994年4月4日 | 都城市、三股町 | 都城弓製造業協同組合 |
| 鹿児島県 | 本場大島紬 | 織物 | 1975年2月17日 | 奄美市、鹿児島市、龍郷町、喜界町、宮崎県都城市他 | 鹿児島県本場大島紬協同組合連合会 本場大島紬織物協同組合 鹿児島県絹織物工業組合 本場奄美大島紬協同組合 |
| | 川辺仏壇 | 仏壇・仏具 | 1975年5月10日 | 南九州市 | 鹿児島県川辺仏壇協同組合 |
| | 薩摩焼 | 陶磁器 | 2002年1月30日 | 鹿児島市、指宿市、日置市、加治木町他 | 鹿児島県薩摩焼協同組合 |

出所：伝統工芸青山スクエアウェブサイト「伝統工芸品を探す」より筆者作成

一方で、都道府県単位で指定を受けている伝統的工芸品が全国には多数存在している。九州産業大学伝統みらい研究センター（以下、MRTC）の地域産業研究部門では、九州地区の伝統的工芸品について詳細な現状把握や的確な問題抽出を主要なミッションとして掲げ、伝統産業の振興や発展に大いに寄与することが期待されている³⁾。九州7県が指定する伝統的工芸品は、MRTCが地域産業全般の課題に対応するシンクタンクとしての役割を担う上で重要な調査対象であり、現状把握や問題抽出が急がれるテーマであると考えられる。

1.2. 県指定伝統的工芸品に関する先行研究

ここでは、県独自の伝統的工芸品指定制度に関する先行研究を2つの視点から整理する。

まず1つ目の視点は、都道府県を単位とした伝統的工芸品産業の現状についての研究である。大阪府については北出（2013）⁴⁾によって、千葉県については田中ら（1999）⁵⁾によって、また中国・四国地方については佐中（2007）⁶⁾によって行われている。都道府県単位の伝統的工芸品指定に関す

るデータは、伝統的工芸品産業振興協会『全国伝統的工芸品総覧』を出所としているものがほとんどである。この資料は、2006年度版⁷⁾を最後に刊行されておらず、現在この資料の掲載データと同等レベルの最新データを基に伝統的工芸品の現状を論じるのは困難な状況にある。

2つ目の視点は、都道府県を単位とした伝統的工芸品の指定制度の整備状況についての研究である。前川ら（2014）は、伝産法に関連した都道府県の条例等の整備状況や、各都道府県が行う公的支援の現状について明らかにしている⁸⁾。また北出（2017）は、都道府県の指定制度を対比した上で、伝統的工芸品振興を目指す中でそれらの制度が共通して直面する課題や、今後の施策のあるべき方向性について考察している⁹⁾。そして西口（2007）は、京都府・京都市における伝統産業振興条例の制定プロセスについて詳細に分析した上で、都道府県・市町村単位で実施する伝統産業行政の今後のあり方について提言を行っている¹⁰⁾。

以上より、県単位の伝統的工芸品産業の現状につ

表 2. 九州各県の伝統的工芸品指定要綱（要項・要領）一覧

| 告示(施行開始)日 | 指定要綱(要項・要領)名称 |
|-------------|--------------------|
| 1978年2月1日 | 熊本県伝統的工芸品の指定要項 |
| 1978年7月1日 | 福岡県特産工芸品等振興対策要綱 |
| 1983年2月10日 | 宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱 |
| 1988年3月16日 | 鹿児島県伝統的工芸品指定要綱 |
| 1991年1月18日 | 長崎県伝統的工芸品産業振興対策要綱 |
| 1993年10月19日 | 佐賀県伝統的地場産品振興対策要綱 |
| 2003年3月19日 | 佐賀県伝統的地場産品指定要領 |
| 2004年4月12日 | 福岡県特産工芸品等指定要綱 |

出所：各県ホームページや担当部署への調査を基に筆者作成

いて、九州7県に焦点を当てた整理・論考や、県指定の伝統的工芸品の現況を論じたものは存在していないことがわかった。また、九州7県に焦点を当てた県指定伝統的工芸品制度の整備状況に関する文献も見出すことはできなかった。このため本稿では、九州7県における県独自の伝統的工芸品指定制度の整備状況を整理し、その上で県指定伝統的工芸品の問題点について明らかにすることを研究課題としたい。

1. 3. 九州地方の指定要綱等の整備状況

九州地方における指定要綱（要項・要領を含む）の告示時期・名称を表2に示した。全国で指定に関する条例を制定しているのは京都府¹¹⁾と沖縄県¹²⁾の2府県のみであるが、九州地方では、要綱等で対応している県が6県に上る。なお、大分県には県独自の伝統的工芸品指定制度が存在していない。

1. 4. 九州6県の指定要綱における指定要件

次に、県指定伝統的工芸品の指定要件と、伝産法の指定要件との相違について概観する。九州6県の指定要件が、伝産法の指定要件と照らして同様の要件を含んでいるか否かについて整理したのが表3である。

伝産法による伝統的工芸品指定は5つの要件が設定されている。即ち、①主として日常生活の用に供されるものであること、②製造過程の主要部分が手工業的であること、③伝統的な技術又は技法により製造されること、④伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料であること、⑤一定の地域において産地を形成していること、の5つであり、その全てを満たす必要がある¹³⁾。

表 3. 各指定要件の該当状況一覧

| ×○: 指 定 要 件 に 該 当 し な い 項 目 | 伝産法の指定要件 | | | | | その他の項目 | |
|---|---|---|---|--|---|--|---|
| | 供① さ主 れと るし もて の日 で常 あ生 る活 この と用 に | 手② 工製 業造 り統 的過 程で ある 主要 部分 が | に③ よ伝 統製 造的 な技 術又 は技 法 | 原④ 材伝 料統 が主 に使 用さ れて きた こと | 産⑤ 地一 定形 の成 域に おい てこ と | 証技 明術 で・ き技 の法 概の ね歴 の史 年・ 数継 続が | 国 指 定 の 伝 統 的 工 芸 品 で な い こ と |
| 国 (伝 産 法) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 100年以上 | — |
| 福岡県 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 50年以上 | ○ |
| 佐賀県 | × | × | ○ | × | ○ | 20年以上 | ○ |
| 長崎県 | × | ○ | ○ | ○ | × | 一定期間 | × |
| 熊本県 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 30年以上 | × |
| 宮崎県 | × | ○ | ○ | ○ | × | 60年以上 | ○ |
| 鹿児島県 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 30年以上 | ○ |

出所：各県の指定要綱等を参考に筆者作成

整理した結果、6県各々で指定要件としている内容が異なるほか、国指定の伝統的工芸品でないこと等、追加の要件を加えている県もみられた。また、技術・技法の歴史・継続が証明できる概ねの年数については、国の基準は「100年以上」という年数であるが、九州6県では佐賀県の「20年以上」から宮崎県の「60年以上」まで、基準に差が存在していた。以上から、九州6県においては、伝産法の指定要件とは一部異なる指定要件を設定していることがわかった。

2. 九州地方の県指定伝統的工芸品の現況

これまで九州各県における要綱等による伝統的工芸品指定の制度設計について確認を行った。以下、九州各県によって実際に指定を受けた伝統的工芸品の現況を整理し、特徴や問題点について検討を行う。

2. 1. 福岡県特産工芸品・民芸品

2. 1. 1. 福岡県特産工芸品・民芸品の定義と現状

福岡県は、「福岡県で製造される郷土色豊かで、かつ、一定の伝統性を有すると認められる工芸品又は民芸品」を「特産工芸品又は特産民芸品」として指定を行っている¹⁴⁾。1979年に博多曲物が指定されて以降、現在34品目が指定されている（表4）。

表 4. 福岡県特産工芸品・民芸品指定一覧

| 県名 | 地域 | 品目名 | 工芸品の分類 | 指定年月日 | 主な製造地域 | 主な産地組合・事業者(敬称略) | |
|-------------|---------|-----------|-------------|------------|------------|----------------------|--------------------|
| 福岡県 | 福岡 | 博多曲物 | 木工品・竹工品 | 1979年3月31日 | 福岡市 | 博多曲物 玉樹 | |
| | | 博多鉄 | 金工品 | 1981年3月12日 | 福岡市 | 高柳商店 | |
| | | 津屋崎人形 | 人形 | | | 津屋崎人形振興組合 | |
| | | 木うそ | 民工芸 | 1983年3月8日 | 太宰府市 | 太宰府木うそ保存会 | |
| | | 博多張子 | | | 糸島市ほか | 中尾俊雄商店 | |
| | | 福岡積層工芸ガラス | ガラス | 1988年3月31日 | 福岡市ほか | (有)マルティグラス | |
| | | 博多独楽 | 民工芸 | 1990年3月31日 | 福岡市 | 博多独楽保存会 | |
| | | 博多おきあげ | | 2016年4月1日 | 福岡市 | 清水 清子 | |
| | | 今宿人形 | | 2017年5月3日 | 福岡市 | 佐藤 由美子 | |
| | | 北九州 | 孫次風 | 民工芸 | 1980年3月11日 | 北九州市 | KITE HOUSEまごじ |
| | 八朔の馬 | | 芦屋町 | | | 井上工房 | |
| | 筑豊 | 英彦山がらから | | | 添田町 | 篠崎嘉丈 | |
| | 福岡県 | 筑豊 | 籃胎漆器 | 漆器 | 1979年3月31日 | 久留米市 | 久留米籃胎漆器組合 |
| | | | きじ車 | 民工芸 | | みやま市 | 清水きじ車保存会 |
| | | | 八女手漉和紙 | 和紙 | 1980年3月11日 | 八女市ほか | 八女手漉和紙組合 |
| | | | 八女石灯ろう | 石工品 | | 八女石灯ろう協同組合 | |
| | | | 掛川 | 染織品 | 1980年3月11日 | 大木町ほか | 福岡県花筵協同組合 |
| | | | 赤坂人形 | 人形 | | 筑後市 | 野口紘一 |
| | | | 鍋島緞通 | 染織品 | 1981年3月12日 | 久留米市 | (有)鍋島緞通吉島家 |
| | | | 柳川神棚 | 木工品・竹工品 | | 柳川市ほか | 柳川神棚組合 |
| | | | 八女竹細工 | | 1983年3月8日 | 久留米市ほか | 城島和傘保存会 |
| | | | 筑後 | 筑後和傘 | 和紙 | 1984年3月31日 | 八女市 |
| | | 八女和ごま | | 民工芸 | 1985年3月30日 | 朝倉市 | 米山染工場 |
| | | 杷木五月節句幟 | | 染織品 | | 八女市ほか | 松延矢製作所 |
| | | 八女矢 | | 民工芸 | 1986年3月25日 | 久留米市 | 福岡県商工部観光局 観光政策課 |
| | | 城島鬼瓦 | | 石工品 | | 久留米市 | 福岡県商工部観光局 観光政策課 |
| | | 久留米おきあげ | | 民工芸 | 1987年3月28日 | 大川市ほか | 大川総桐箆筒振興会 |
| | | 大川総桐箆筒 | | 木工品・竹工品 | | 大川市 | 大川ランマ彫刻振興会 |
| | | 大川彫刻 | | 民工芸 | 1988年3月31日 | 柳川市 | 大川組子振興会 |
| | | 大川組子 | | | 1993年3月26日 | 柳川市 | 柳川まり保存会 |
| 棕櫚帚 | | 諸工芸 | | 2008年8月18日 | うきは市 | 浮羽棕櫚帚保存会 | |
| 八女すだれ | | 木工品・竹工品 | 2014年12月12日 | 広川町ほか | 八女すだれ振興会 | | |
| 天然禪脳 | 諸工芸 | 2016年4月1日 | みやま市 | 内野禪脳 | | | |
| (指定解除されたもの) | 福岡 | 博多絞 | 染織品 | 1979年3月31日 | 福岡市 | (2010年1月8日に 指定解除) | |
| 北九州 | 手吹きガラス | ガラス | 1984年3月31日 | 北九州市 | | | |
| 筑豊 | 筑前ブンブン風 | 郷土玩具 | 1989年3月16日 | 直方市 | | | |
| 筑後 | 広川下駄 | 木工品・竹工品 | 1982年3月9日 | 広川町 | | | |

出所：アクロス福岡ウェブサイト「福岡の伝統工芸」等より筆者作成

地域別でみると、福岡地域が9品目、北九州地域が2品目、筑豊地域が1品目、筑後地域が22品目となっており、特に筑後地域における集積が際立っている。

2.1.2. 福岡県における要綱の改正

福岡県は当初、1978年に経費補助・助成制度を伴う「福岡県特産工芸品等振興対策要綱（以下、旧要綱）」を施行したが、1993年度以降は指定が1件もない状況が続いた。その要因として、①市町村を經由機関とする義務付け規定が存在したこと、②厳しい財政事情により助成制度の継続が難しいこと、③指定変更等の手続きが面倒なため、生活環境等の事情で工場が移転した場合であっても変更申請がなく、実態把握が困難になっていること、の3つがあった。このため福岡県はこれらの課題を解決

するため、旧要綱を改正した「福岡県特産工芸品等指定要綱（以下、新要綱）」を2004年に施行し、現在に至っている。

新要綱では、指定要件に「主として日常生活の用に供されるものであること」や「最終完成品であること」という項目が追加されたほか、指定の申請方法が「市町村経由で知事へ申請」から直接「知事へ申請」に改められた。また、指定の認定や変更に関する審議について、旧要綱では審議機関である「福岡県特産工芸品等振興対策委員会」の意見聴取を必須としていたが、新要綱ではこれを必須とせず、内部決裁で認定可能とした。さらに、旧要綱では振興計画が認定されれば経費補助を受けられるとする条項があったが、新要綱では振興計画の認定や助成制度に関する文言は削除された。

なお、1999年に福岡県伝統的工芸品産業産地補助金交付要綱が施行されたが、この補助金交付の対象は「伝産法に定める事業を実施する組合等」となっており、県指定の伝統的工芸品は含まれていない。

2.1.3. 福岡県における指定解除

福岡県は、博多絞、手吹きガラス、筑前ブンブン凧、広川下駄の4品目を2010年に「製造中止」を理由に指定解除している¹⁵⁾。これは実態調査の結果、後継者が不在で、生産が途絶えていることが判明したためで、当時の報道によれば、福岡県の見解として「指定品として紹介し続けられれば誤解を招く」という理由で指定解除に至ったとされている¹⁶⁾。

九州各県では指定解除に関して2つの立場が存在している状況がある。即ち、福岡県や熊本県のように、生産実態がないと確認がとれた時点で、実勢に適合するよう指定解除を行う立場と、長崎県や宮崎県のように、生産者が存在しない状況を把握しつつも、再起復活を目指す生産者が出現する可能性を排除しない等の理由から、すぐに指定解除を行わない立場の2つである。

2.2. 佐賀県伝統的地場産品

2.2.1. 佐賀県伝統的地場産品の定義と現状

佐賀県は、「佐賀県の歴史と風土に培われ、県民の生活の中ではぐくみ受け継がれてきた伝統的な工芸品及び食品」を「佐賀県伝統的地場産品」として指定している¹⁷⁾。工芸品と共に食品も指定範囲としている点が九州の他県に見られない特徴である。1993年に工芸品5品目、食品3品目を第1次指定し、2003年に指定要件緩和を伴う要綱改正を行った上で、新たに6品目を第2次指定している。現在では工芸品10品目と食品3品目の計13品目が

指定されている(表5)。

2.2.2. 佐賀県における要綱・要領の改正

佐賀県は1993年に「佐賀県伝統的地場産品振興対策要綱(以下、佐賀県振興対策要綱)」を施行したが、当時の報道によれば「国の指定に漏れた伝統的産業の救済策として、指定範囲を食品にまで広げた独自制度を創設した」¹⁸⁾という。その後、この佐賀県振興対策要綱は2度改正されている。

このうち2003年には、第2次指定の実施に伴う最初の改正が行われた。あわせて、指定申請書の書式等の細目的な部分について定めた「佐賀県伝統的地場産品指定要領(以下、佐賀県指定要領)」が施行された。

2003年に実施された第2次指定は6品目に上ったが、特に鍋島緞通については、佐賀県振興対策要綱にある「一定の期間、県内において製造されていること」という指定要件の解釈が大きく関わっていたといえる。この「一定の期間」とは、施行当初の佐賀県指定要領では「原則20年以上継続して佐賀県内において製造されていること」と規定されていた。鍋島緞通は1954年以前まで、20年以上にわたり佐賀県内で製造を行った後、最後の1社が福岡県久留米市に移って製造を行っていた。しかし、2002年に鍋島緞通を製造・展示するギャラリーが佐賀市内に設置されたため、第2次指定の対象に適合することになった。

2007年に行われた佐賀県振興対策要綱の2度目の改正では、指定委員会の位置づけの変更のほか、県内の市町村合併によって「村」が消失したため、これに伴う文言の変更が行われた。このうち指定委員会については、それまで伝統的地場産品の指定時

表 5. 佐賀県伝統的地場産品指定一覧

| 県名 | 地域 | 品目名 | 工芸品の分類 | 指定年月日 | 主な製造地域 | 指定団体(敬称略) |
|-------------|------|---------|------------|-------------|-------------|--|
| 佐賀県 | 中部 | 佐賀錦 | 染織品 | 1993年10月19日 | 佐賀市 | 佐賀錦振興協議会 |
| | | 諸富家具・建具 | 木工品・竹工品 | | 佐賀市・神埼市 | 諸富家具振興協同組合 |
| | | 小城羊羹 | (食品) | | 小城市 | 小城羊羹協同組合 |
| | | 神埼そうめん | | | 神埼市 | 神埼そうめん協同組合 |
| | 中部 | 名尾手漉和紙 | 和紙 | 2003年3月31日 | | 肥前名尾和紙 (株)鍋島緞通吉島家 |
| | | 鍋島緞通 | 染織品 | | 佐賀市 | 吉島伸一鍋島緞通(株) |
| | | | | | | (株)織ものがたり |
| | | 肥前びーどろ | ガラス | | | 副島硝子工業(株) |
| | 東部 | 白石焼 | 陶磁器 | 1993年10月19日 | みやき町 | 白石焼陶器組合 ※白石焼協同組合 (2007年解散)の後、 任意組合として存続 |
| | | 鹿島錦 | 染織品 | | 鹿島市 | 鹿島錦保存会 |
| | | うれしの茶 | (食品) | | 嬉野市 | 嬉野茶商工業協同組合 |
| | | 西川登竹細工 | 木工品・竹工品 | | 武雄市 | 佐賀・長崎県竹工芸販売組合 |
| 南部 | 浮立面 | 郷土玩具 | 2003年3月31日 | 鹿島市 | 小森恵雲・中原恵峰 | |
| | 弓野人形 | 人形 | | 武雄市 | 江口人形店・古瀬人形店 | |
| (指定廃止されたもの) | 西部 | 重橋手漉和紙 | 和紙 | 1993年10月19日 | 伊万里市 | 重橋手漉和紙保存会 (2007年5月30日に指定廃止) |

出所:佐賀県パンフレット「佐賀 伝統の工芸と食品」等より筆者作成

に必ず意見を聴取するとしていたのを、指定に関する個々の申請内容から、必要に応じて指定委員会を設置し意見を聴くという位置づけに変更された(この手続きは、後述の重橋手漉和紙の指定廃止や白石焼の指定変更の際に、内部決済で処理する上で大いに活用された)。

なお、この2度目の改正が行われた2007年以降は、主に佐賀県指定要領を改正することによって様式の追加や変更等の対応が行われている。このうち2016年には鍋島緞通の2事業者を追加指定する際に、佐賀県指定要領の3度目となる改正が行われた。佐賀県においては、生産者の実情の変化に応じて、要綱・要領を適宜改正し、伝統的地場産品の制度維持が図られている。

2.2.3. 佐賀県における指定廃止・変更

佐賀県振興対策要綱には、指定要件に「特定の地域で、一定数以上の事業者の集積があること」という条項がある。ここでいう「一定数以上の事業者」とは、1993年施行時には「原則として4人以上の事業者」を指していた。しかしその後、重橋手漉和紙の従事者が第1次指定時の5業者から2業者に減少し、指定を廃止せざるを得ない状況になってい

た。このため、事業者を4人(社)未満でも許容できるよう、「ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない」という一文が2003年に追加された。しかし、その後2006年に重橋手漉和紙は最後の生産農家が廃業し、翌2007年5月に指定製造事業者である重橋手漉和紙保存会から指定廃止申出書が提出され、指定廃止となった。

また、白石焼は1988年に組合員9名で白石焼協同組合を設立していたが、高齢化や消費者ニーズの変化等により組合員が5名まで減少し、組合を維持するのが困難な状況となっていた。このため、2007年に組合を解散して、現組合員で任意団体としての新団体を組織し、県指定の指定変更(権利承継)を行う手法が採られた。この際、団体名の変更や組合という法人格の喪失が生じたものの、重大な変更にはあたらないとして、指定委員会の意見聴取は行われず、課内決済によって処理がなされた。このような形で、白石焼は伝統的地場産品の指定を維持することができた。

2.3. 長崎県伝統的工芸品

2.3.1. 長崎県伝統的工芸品の目的と現状

長崎県は、「長崎県の歴史と風土と生活の中では

表 6. 長崎県伝統的工芸品指定一覧

| 県名 | 地域 | 品目名 | 工芸品の分類 | 指定年月日 | 主な製造地域 | 主な産地組合・事業者(敬称略) |
|-----|-------|-------------|--------|------------|-------------|-------------------|
| 長崎県 | 県央 | 古賀人形 | 人形 | 1993年5月21日 | 長崎市 | 小川憲一 |
| | | 長崎風・ビードロよま | 郷土玩具 | | | 小川ハタ店 |
| | 県央・島原 | 長崎手打刃物 | 金工品 | 1991年6月1日 | 長崎市、大村市、島原市 | 長崎県手打刃物組合 |
| | | 阿翁石(阿翁石工製品) | 石工品 | | | 鷹島石工業協同組合 |
| | 県北 | 佐世保独楽 | 郷土玩具 | 1993年5月21日 | 佐世保市 | 佐世保独楽本舗 |
| | | 五島さんご | 石工品 | | | 田中サンゴ店 (有)出口珊瑚 |
| | 五島 | 五島ばらもん(風) | 郷土玩具 | 1993年5月21日 | 壱岐市 | 五島民芸 |
| | | 壱岐鬼風(壱州鬼風) | | | | 壱州鬼風匠会 |
| | 壱岐 | 若田石硯 | 文具 | 1991年6月1日 | 対馬市 | 若田石硯匠会 |
| | 対馬 | 対馬満山釣針 | 金工品 | | | (現在製造者なし) |

出所:長崎県ウェブサイト「長崎県の伝統的工芸品」等より筆者作成

ぐくまれ、受け継がれてきた伝統的工芸品産業を積極的に振興することにより伝統的工芸品の声価を高め」ることを要綱の目的として掲げている¹⁹⁾。1991年に5品目が第1次指定を受け、1993年にさらに5品目が第2次指定を受けている(表6)。このうち、対馬満山釣針は現在製造者がいないとされているが、指定解除の措置は取られていない。

2.3.2. 長崎県における産地事業者への経費補助

1991年に施行された「長崎県伝統的工芸品産業振興対策要綱」では、県指定の伝統的工芸品に対して経費を補助する条項が定められている²⁰⁾。長崎県の予算では、「長崎べつ甲対策事業」の2項目目に「県指定伝統的工芸品関係事業」があり、会議開催等に対して経費補助が行われている²¹⁾。

2.4. 熊本県伝統的工芸品

2.4.1. 熊本県伝統的工芸品の定義と現状

熊本県は、「郷土にはぐくまれ受けつがれてきた工芸品」を「熊本県伝統的工芸品」として指定している²²⁾。指定の件数は、工芸品の種類毎に金工品が10品目42件、木工品14品目25件、陶磁器14品目27件、紙工品4品目4件、竹製品7品目12件、染織物8品目9件、玩具15品目18件、その他13品目13件となっている。工芸品の種類を大きく区分した上で、ジャンル毎に工芸品名が細かく指定されているのが特徴となっている。総数で見ると、工芸品数は85品目、指定件数は150件

に上っている(表7、表8)。

熊本県の指定品目には肥後象がんや小代焼、山鹿灯籠といった国指定の伝統的工芸品も含まれている。また、県指定が始まった1979年3月から2018年3月までの間に、21次にわたる指定を行っているが、同じ指定品目の中でも、指定団体や制作者毎に1件ずつ数えていく形を採っている。このことから、指定期日が複数存在している品目も散見される。例えば小代焼では、県の指定制度が作られて間もない1979年頃に指定を受けた制作者もいれば、2010年、2012年、2015年にそれぞれ指定を受けた制作者も存在しており、後継となる世代が続いていると捉えることができる。即ち、品目毎に制作者数の増減や後継者の存在状況を把握することができる仕組みとなっている。

2.4.2. 熊本県における要項の改正と指定解除

熊本県では、制作者の廃業や死亡等の理由で関係市町村からの事業廃止届の提出を受けて指定取消が行われている。2018年3月14日付の指定取消一覧では40件が取消となった²³⁾。ただ、いずれも取消の単位は指定を受けていた団体や制作者であるため、ある品目の制作者の一人が指定取消となっても、他の制作者が生産を継続していれば工芸品目の指定解除には至らない形となっている。県内の工芸品の生産実態を把握する上で、各市町村が担う役割が重要となっている。

表 7. 熊本県伝統的工芸品指定一覧 (その1)

| 県名 | 地域 | 品目名 | 工芸品の分類 | 指定年月日 | 主な製造地域 | 指定団体・制作者(敬称略) |
|------------|-------------------------------|--------------|-------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 熊本県 | 熊本市 | 肥後象がん | 金工品 | 1979年3月27日 | 熊本市 | 田辺恒雄ら計9名 |
| | | 川尻刃物 | | 1995年8月8日 | | 安永久ら計4名 |
| | | 植木用鋏 | | 1981年3月27日 | | 林精一 |
| | | 川尻桶 | | 1979年3月27日 | | 中村安雄 |
| | | | 木工品 | 1998年7月7日 | | 杉田市次ら計6名 |
| | | 指物 | | 1980年3月17日 | | 水谷日出喜 |
| | | 挽物 | | 1988年2月10日 | | 戸田善和 |
| | | 榎津塗 | | 1981年3月27日 | | 中島寅男 |
| | | | 陶磁器 | 1992年6月17日 | | 小原政記 |
| | | 広山焼 | | 1979年3月27日 | | 徳永政男 |
| | | | 竹製品 | 1987年4月11日 | | 小川哲男 |
| | | 尺八 | | 1988年2月10日 | | 山内一峰 |
| | | | 染織物 | 1979年3月27日 | | 瀧石龍馬 |
| | | 鳥かご | | 1988年2月10日 | | 宮崎精治 |
| | | 肥後餅 | | 1979年3月27日 | | 道野年子 |
| | | 組紐 | | 1980年3月17日 | | (株)水俣浮浪雲工房 金刺宏子 |
| | | 草木染、木綿手織布、紙布 | | 2010年7月7日 | | 高津明美 |
| | | ろうけつ染 | | 2015年3月13日 | | 堀絹子 |
| | | 本染手織物 | | 2018年3月14日 | | 溝口あけみ |
| | | 型絵染 | | 1979年3月27日 | | 肥後てまり同好会 |
| | | 肥後てまり | | | | 外村吉之介 |
| | | 肥後まり | | | | 肥後まりの会 |
| | | 肥後こま | 中島寅男 | | | |
| | | | 玩具 | 1979年3月27日 | | 厚賀新八郎、厚賀伸彦 |
| | | おぼけの金太 | | 1981年3月27日 | | 村上一光 |
| | くまもと一刀彫 | 島川隆 | | | | |
| | 肥後一刀彫 | 1992年6月17日 | | | 池口真人 | |
| | 獅子頭 | | 1993年8月19日 | | 厚賀昭男 | |
| | | その他の工芸品 | 1979年3月27日 | 堀スミカ | | |
| | 張子細工 | | 1981年3月27日 | 北野斗 | | |
| | | 和太鼓 | 2010年7月7日 | (有)宮村太鼓店代表 宮村幹男 | | |
| | へご細工 | | | 山田庸介 | | |
| | 熊本市・山鹿菊池 | 竹工芸 | 竹製品 | 2015年3月13日 | 熊本市、山鹿市 | 藤谷幸也ら計2名 |
| | 熊本市 ・荒尾玉名 ・宇城八代 ・上益城 | 小代焼 | 陶磁器 | 2015年3月13日 | 熊本市、荒尾市 | 近重真ら計3名 |
| | | | | 1979年3月27日 | 南関町 | 坂井理知子 |
| | | | | 1987年4月11日 | 長洲町、荒尾市 | 山口耕三ら計2名 |
| | | | | 1988年2月10日 | 荒尾市 | 西川講生 |
| | | | | 1995年8月8日 | 宇城市 | 長木實 |
| | | | | 1999年3月29日 | 南関町 | 野田義昭 |
| | | | | 2010年7月7日 | 嘉島町 | 近重治太郎(有) |
| 2012年2月2日 | | | | 荒尾市 | (小代焼たけみや窯)近重真二 | |
| 2015年3月13日 | | | | 菊池市 | 小代焼しろ窯 城島伸明 | |
| 2015年3月13日 | | | | 菊池市 | 出田みの保存会 | |
| 山鹿菊池 | 出田みの | その他の工芸品 | 1979年3月27日 | 山鹿市 | 栗川亮一 | |
| | 来民うちわ | 紙工品 | 1997年3月26日 | 中島清 | | |
| | 山鹿灯籠 | 陶磁器 | 2012年2月2日 | 福吉浩一 | | |
| | 泗水窯 | 木工品 | 2018年3月14日 | 福崎重政 | | |
| 荒尾玉名 | すし桶 | 玩具 | 1979年3月27日 | 玉東町 | 永田禮三 | |
| | 木葉猿 | 1984年4月20日 | 八代市 | 平本靖二 | | |
| 宇城八代・熊本市 | 五月節句のぼり | | 熊本市 | 財津真介 | | |
| | 刀、刀剣、包丁 | 1986年6月18日 | 八代市 | 木村兼定 | | |
| 宇城八代・荒尾玉名 | | | 1999年3月29日 | 荒尾市 | 松永源六郎 | |
| | 手打刃物 | 金工品 | 1979年3月27日 | 宇土市 | 小山博行 | |
| | | | 1981年3月27日 | 美里町、八代市 | 隈部助直、盛高経猛 | |
| | | | 1986年6月18日 | 宇土市 | 小山昭博 | |
| | | | 2004年3月25日 | 小山春喜 | | |
| | | | 2006年12月25日 | 美里町 | 隈部寛 | |
| | | | 1981年3月27日 | 八代市 | 盛高琢象 | |
| | 馬蹄鉄 | 1986年6月18日 | 宇土市 | 沼田孝一 | | |
| | 鎌 | 2012年2月2日 | 八代市 | (有)福島刃物製作所 福島賢二 | | |
| | ひのかわ民芸家具 | 木工品 | 1986年6月18日 | 氷川町 | 古島隆 | |
| | 木の根工芸 | | 1987年4月11日 | 美里町 | 福島美枝 | |
| | 高田焼 | 陶磁器 | 1979年3月27日 | 氷川町 | 青木修 | |
| | | | 2004年3月25日 | 八代市 | 上野浩之 | |
| 宇城八代 | | 2012年2月2日 | 氷川町 | 竜元窯 江上元、江上晋 | | |
| | 蒼土窯 | 宇土市 | 蒼土窯 前田和 | | | |
| | 宮地手漉和紙 | 紙工品 | 1979年3月27日 | 八代市 | 宮田寛 | |
| | 番匠笠 | 竹製品 | 2010年7月7日 | 宇城市 | 村上マサエ | |
| | おきん女人形・板角力人形 | 玩具 | 2018年3月14日 | 八代市 | 桑原哲次郎 | |
| | 彦一こま | | 1979年3月27日 | 氷川町 | 井斧真彦 | |
| | 地唄三絃の齣・撥 | 2015年3月13日 | 宇土市 | 石井政宏(方浩) | | |
| | 太鼓 | | 1979年3月27日 | 宇城市 | 堀口勇 | |
| | 花ござ | その他の工芸品 | 1981年3月27日 | 氷川町 | 社会福祉法人清香会 山内泰人 | |
| | 銀杏浮木 | | | 氷川町 | (有)財津釣具 | |
| | 鮫皮漆塗細工 | | | 1986年6月18日 | 八代市 | 深水基 |
| | 屋根飾瓦細工 | | | 2015年3月13日 | 宇城市 | 藤本鬼瓦 藤本康祐 |

出所:熊本県「熊本県伝統的工芸品指定一覧表」等より筆者作成

表 8. 熊本県伝統的工芸品指定一覧（その2）

| 県名 | 地域 | 品目名 | 工芸品の分類 | 指定年月日 | 主な製造地域 | 指定団体・制作者(敬称略) | | | |
|-------------------|-----------------|---|-------------------|------------|--------------------------------|------------------|------------|------|--------------|
| 熊本県 | 天草・熊本市 ・宇城八代 | 竹籠 | 竹製品 | 1984年4月20日 | 天草市 | 窪地成俊 | | | |
| | | | | 1992年12月1日 | 熊本市 | 大和猶幸 | | | |
| | | | | 2018年3月14日 | 八代市 | 桑原哲次郎 | | | |
| | 上益城 | 御船窯 指物・挽物 藍染 | 陶磁器 木工品 染織物 | 2010年7月7日 | 御船町 | 津金日人夢 | | | |
| | | | | 2018年3月14日 | 益城町 | 菅生均 | | | |
| | | | | | 御船町 | 福永幸夫 | | | |
| | 天草 | 高浜焼 内田皿山焼 水の平焼 丸尾焼 南蛮てまり 天草パラモン凧 | 陶磁器 | 1979年3月27日 | 天草市 | 上田陶石(資)上田萬寿夫 | | | |
| | | | | 1981年3月27日 | 苓北町 | (有)木山陶石鋳業所 | | | |
| | | | | 1995年8月8日 | | 岡部信行 | | | |
| | | | | 2010年7月7日 | 天草市 | クラフトワン(株)代表 金澤一弘 | | | |
| | | | | 1979年3月27日 | | 本渡町婦人会 富永千賀子 | | | |
| | | | | 2010年7月7日 | | 天草凧の会代表 竹本二三四 | | | |
| | | | | 芦北 | みさの窯 鯛窯 和紙 肥後三郎弓 | 陶磁器 | 2010年7月7日 | 水俣市 | 田中博(東米) |
| | 2015年3月13日 | 芦北町 | 渡辺秀和(ヒデカズ) | | | | | | |
| | 2010年7月7日 | 水俣市 | (株)水俣浮浪雲工房 金刺潤平 | | | | | | |
| | 1987年4月11日 | 芦北町 | 松永昌士 | | | | | | |
| | 2015年3月13日 | | 松永弘澄 | | | | | | |
| | 阿蘇 | かわらけ細工 | その他の工芸品 | 2010年7月7日 | 水俣市 | 高橋昭 | | | |
| | | | | 1988年2月10日 | 阿蘇市 | 山元きぬよ | | | |
| | | | | 1979年3月27日 | 多良木町、 人吉市、湯前町、 あさぎり町 | 福原繁喜ら計7名 | | | |
| | | | | 1988年2月10日 | 人吉市 | 川村勝行 | | | |
| | | | | 1995年8月8日 | | 藁田正次 | | | |
| | | | | 2005年3月30日 | 人吉市、錦町、 湯前町 | 藁毛稔ら計3名 | | | |
| | | | | 2010年7月7日 | あさぎり町 | 樺山明 | | | |
| | | | | 2005年3月30日 | | 岡正文 | | | |
| | | | | 1989年3月27日 | 人吉市 | 御手洗猪一郎 | | | |
| | | | | 1987年4月11日 | | 大富章良 | | | |
| | | | | 1995年8月8日 | | 山下貞司 | | | |
| | | | | 球磨 | 永野曲げ 茶器・盆 挽物・組盆 家具・茶器 | 木工品 | 1979年3月27日 | 多良木町 | 松舟博満 吉田晴義 |
| | | | | | | | 1981年3月27日 | 人吉市 | モンクラフト |
| 1986年6月18日 | | | | | | | 多良木町 | 吉田繁 | |
| 1979年3月27日 | | | | | | | | 古川昭二 | |
| 2005年3月30日 | 人吉市 | 林田正晴 | | | | | | | |
| 2010年7月7日 | 球磨村 | 淋正司 | | | | | | | |
| 2015年3月13日 | | 久保田保義(烈工) | | | | | | | |
| 2018年3月14日 | | 犬童又郎 | | | | | | | |
| 1979年3月27日 | 人吉市 | 住岡忠嘉 | | | | | | | |
| 2010年7月7日 | | 宮原工芸代表 宮原清光 | | | | | | | |
| 屏風・表具・扁額 ガラス工芸 | その他の工芸品 | 1988年2月10日 | | 魚返秀喜 | | | | | |
| | | 2018年3月14日 | | 岩崎五郎 | | | | | |

出所：熊本県「熊本県伝統的工芸品指定一覧表」等より筆者作成

2.4.3. 熊本県伝統工芸館の設置による産地支援

熊本県は、伝統的工芸品産業の振興および発展を図るために、1982年公布の条例に基づいた熊本県伝統工芸館を熊本市内に設置している²⁴⁾。業務としては、伝統工芸品および伝統工芸品に関する資料の収集・保管・展示のほか、展示や研修、会議のための施設提供等があり、県内の伝統的工芸品の産地組合や産地事業者にとって、重要な活動拠点となっている。県レベルの展示施設設置条例による伝統的工芸品産地支援は、九州の他県には見られないものである。

ただし、九州7県内の市町村においては、伝統工芸品の展示施設設置条例がいくつかみられる。例えば福岡市の「はかた伝統工芸館条例」²⁵⁾、福岡県

八女市の「八女市伝統工芸館条例」²⁶⁾、熊本市の「熊本市くまもと工芸会館条例」²⁷⁾、大分県別府市の「別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例」²⁸⁾等である。伝統的工芸品指定制度という手法の他に、展示施設の設置維持という支援手法についても、今後その有効性・実効性を検討する必要がある。

2.5. 宮崎県伝統的工芸品

2.5.1. 宮崎県伝統的工芸品の定義と現状

宮崎県は、「宮崎県内で製造され、郷土の自然と暮らしの中ではぐくまれ受け継がれてきた伝統的工芸品」を「宮崎県伝統的工芸品」として指定している²⁹⁾。

表 9. 宮崎県伝統的工芸品指定一覧

| 県名 | 地域 | 品目名 | 工芸品の分類 | 指定年月日 | 主な製造地域 | 主な産地組合・事業者(敬称略) | | |
|-----|----------|---------------------|-------------|-------------|--------------------|--------------------|----------|-----------|
| 宮崎県 | 宮崎 | 小松原焼 | 陶磁器 | 1984年3月13日 | 宮崎市 | 小松原焼窯元 | | |
| | | 宮崎漆器 | 漆器 | | 宮崎漆器工房 | | | |
| | | 宮崎手紬(宮琉手紬・綾の手紬・日向紬) | 染織品 | | 宮崎市、綾町 | 大城染織工房 綾の手紬染織工房 | | |
| | | ひむか・久宗の矢 | 木工品・竹工品 | | 池田弓具店 守山弓具店 | | | |
| | | 佐土原人形 | 人形 | | 宮崎市 | 佐土原人形ますや | | |
| | | 神代独楽 | 郷土玩具 | | 兵頭正一 | | | |
| | | 久峰うずら車 | | | 国富町 | (制作活動なし) | | |
| | | 法華岳うずら車 | | | 宮崎市、綾町、 都城市 | 元吉製作所 櫛工芸 | | |
| | | 宮崎・都城 | 宮崎ロクロ工芸品 | | 木工品・竹工品 | 宮崎市、日南市 | 守山弓具店 | |
| | | 宮崎・日南串間 | 四半的矢 | | 漆器 | 1986年6月30日 | 日南市 | (制作活動なし) |
| | 日南串間 | 日向工芸家具「漆塗」 | 郷土玩具 | 1984年3月13日 | 延岡市 | のぼり猿製作所 松本 | | |
| | 延岡日向 | のぼり猿 | 文具 | | | 硯工房 相馬羊堂 | | |
| | | 紅溪石硯 | 金工品 | | | (制作活動なし) | | |
| | | 日州透かし象嵌 | 郷土玩具 | | | 日向市 | 黒木基石店 | |
| | | 日向はまぐり基石 | 和楽器 | | | 門川町 | (制作活動なし) | |
| | | 門川太鼓 | 和紙 | | | 日向市 | | |
| | | 宮崎手漉和紙 | 郷土玩具 | | | 1985年8月30日 | 延岡市 | 吉井染工場 |
| | | 延岡五月幟 | 染織品 | | | 1989年11月27日 | 吉田旗店 | |
| | | 大漁旗 | 木工品・竹工品 | | | 1984年3月13日 | 都城市 | 和弓工房 永野一萃 |
| | | 都城弓 | 染織品 | | | | | 荒牧武道具木工所 |
| | | 都城木刀 | 陶磁器 | 三股町 | (制作活動なし) | | | |
| | さつま餅 | 和楽器 | 1992年11月30日 | 都城市 | 黒木俊美、 美木工房 上牧正輝 | | | |
| | 日向焼 | 金工品 | 2009年2月13日 | 三股町 | 松崎刃物製作所 | | | |
| | ごったん | 小林籐工芸品 | 木工品・竹工品 | 1984年3月13日 | 小林市、都城市 | 橋之口籐工芸工房 | | |
| | 手打刃物 | 日向(霧島・綾)竹刀 | (制作活動なし) | | | | | |
| | 小林えびの | 日向榎基盤・将棋盤 | 小林市、綾町 | | | 熊須基盤店 | | |
| | 小林えびの・都城 | (日之影・綾)竹工芸品 | 西都市、日之影町 | | | 小川鉄平 | | |
| | 小林えびの・宮崎 | 日向剣道防具 | その他の工芸品 | 1986年6月30日 | 西都市 | 日本剣道具製作所(株) | | |
| | 西都高鍋・高千穂 | 高千穂神楽面 | 木工品・竹工品 | 1984年3月13日 | 高千穂町 | 工藤正任 | | |
| | 高千穂 | かるい | 郷土玩具 | 2005年11月24日 | 日之影町、高千穂町 | 小川鉄平 | | |
| | 椎葉美郷 | 魔よけ猿 | 郷土玩具 | 1984年3月13日 | 五ヶ瀬町 | (制作活動なし) | | |
| | | めんば | 木工品・竹工品 | 1991年11月26日 | 諸塚村、美郷町 | 甲斐安正 | | |
| | | てご | | 1991年11月26日 | 西米良村 | (制作活動なし) | | |
| | | てご | | 2016年9月6日 | 椎葉村 | 面工房 古川 古川三鶴亀 | | |
| | 椎葉神楽面 | | | | | | | |

出所:宮崎県ウェブサイト「宮崎県の伝統的工芸品」等より筆者作成

1984年に最初の指定が行われてから、現在合計36品目が指定されている(表9)。このうち、県内の各市町村への現況調査を通じて、日州透かし象嵌、日向焼、日向竹刀、法華岳うずら車、門川太鼓、宮崎手漉和紙、日向工芸家具「漆塗」、てご、魔よけ猿の9品目では、制作活動が行われていないことが確認されているが、指定解除の措置は取られていない。

2.5.2. 宮崎県における要綱の改正

宮崎県は1983年に「宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱」を定めた後、2011年に改正を行っている。この改正では、指定に関して必要な歴史の年数が「おおむね30年以上の歴史を有する」から「60年以上の歴史を有する」(第2条1項)となったほか、

事業所の指定に関する要件の追加(第2条3項)や同一と認められる工芸品の製造事業者の指定(第2条4項)といった、いずれも指定に関する規定の改正が行われている。指定に関して「30年以上」から「60年以上」と必要年数が増えているのは、要綱施行から約30年が経過したことを受けての対応と見ることができる。一方で、工芸事業者の従事年数要件は「おおむね30年以上にわたって当該県伝統的工芸品を制作していること」(第2条第2項)と「30年以上」のままとなっている。なお改正後の指定は2016年の「椎葉神楽面」のみである。

2.6. 鹿児島県伝統的工芸品

2.6.1. 鹿児島県伝統的工芸品の定義と現状

鹿児島県は、「本県の風土と歴史にはぐくまれ受

表 10. 鹿児島県伝統的工芸品指定一覧

| 県名 | 地域 | 品目名 | 工芸品の分類 | 指定年月日 | 主な製造地域 | 主な産地組合・事業者(敬称略) |
|--------|------------------------|--------------|------------|---------------|----------------------------------|------------------------------|
| 鹿児島県 | 鹿児島 | 刀剣 | 金工品 | 1989年3月31日 | 鹿児島市 | 藤田刀剣鍛錬所 |
| | | 薩摩糸びな | 郷土玩具 | | | 小澤人形 |
| | | 伊集院の太鼓 | 和楽器 | 1993年3月29日 | 日置市 | 宮内太鼓楽器店 |
| | | 薩摩深水刃物 | 金工品 | | 鹿児島市 | 深水刃物(有) |
| | | 大漁旗 | 染織品 | 1995年2月22日 | いちき串木野市 | 亀崎染工(有) |
| | | 五月幟 | 郷土玩具 | | | |
| | | 薩摩琵琶 | 和楽器 | 1999年3月18日 | 鹿児島市 | 薩摩琵琶制作研究会 |
| | 鹿児島・北薩 | 薩摩切子 | ガラス | 1989年3月31日 | 鹿児島市 さつま町 | (株)島津興業薩摩ガラス工芸 (株)ガラス工房舞硝 |
| | 鹿児島・北薩 ・始良伊佐 ・大島 | 竹製品 | 木工品・竹工品 | 1996年3月27日 | 鹿児島市 薩摩川内市 さつま町、湧水町 奄美市 | 鹿児島市竹工芸振興組合 鹿児島県竹産業振興会連合会 |
| | 鹿児島 ・始良伊佐 | 薩摩錫器 | 金工品 | 1997年3月24日 | 鹿児島市 霧島市 | 浅田錫器 (有)岩切美巧堂 |
| | 北薩 | 宮之城花器 | 木工品・竹工品 | 1989年3月31日 | さつま町 | 鹿児島県竹製品花器協同組合 村田竹材企業組合 |
| | | 御座敷すだれ | | | | |
| | | 鶴田和紙 | 和紙 | 1994年3月14日 | 薩摩川内市 | 野元政志 中村悦子 |
| | | 甕島芙蓉布 | 染織品 | | | |
| | | 甲冑 | その他の工芸品 | 1997年3月24日 | さつま町 | 丸武産業(株) 下屋敷くみ子 |
| つづら工芸 | | | | | | |
| 南薩 | | 加世田鎌・加世田包丁 | 金工品 | 1988年3月31日 | 南さつま市 | 加世田鍛冶組合 |
| | | 薩摩つけ櫛 | 木工品・竹工品 | 1994年3月14日 | 指宿市 | 薩摩つけ櫛生産組合 |
| | | 坊津ガラガラ船・唐カラ船 | 郷土玩具 | 2017年3月10日 | 南さつま市 | 坊津ガラガラ船・唐カラ船保存会 |
| 始良伊佐 | | 蒲生和紙 | 和紙 | 1988年3月31日 | 始良市 | 蒲生和紙工房 |
| | 鯛車 | 郷土玩具 | 1989年3月31日 | 霧島市 | 工房みやじ | |
| | 香箱 | | | | | |
| | 初鼓 | | | | | |
| | | 薩摩弓 | 木工品・竹工品 | 1992年3月31日 | | 桑幡元象大弓製作所 桑幡正清大弓製作所 |
| 大隅 | 帖佐人形 | 人形 | 1993年3月29日 | 始良市 | 折田貴子 | |
| | 垂水人形 | | 1995年2月22日 | 垂水市 | 人形創遊 | |
| 熊毛 | 種子鋏 | 金工品 | 1988年3月31日 | 西之表市 | 種子鋏種子包丁生産事業組合 | |
| | 種子包丁 | | 1993年3月29日 | | | |
| 熊毛・鹿児島 | 屋久杉製挽物 | 木工品・竹工品 | 1994年3月14日 | 屋久島町 鹿児島市他 | 屋久島屋久杉加工協同組合 鹿児島県屋久杉事業協同組合 | |
| | 屋久杉製無垢物家具 | | 1995年2月22日 | | | |
| | 屋久杉小工芸品 | | 1997年3月24日 | | | |
| 大島 | サンシン | 和楽器 | 1996年3月27日 | 奄美市 | 奄美ちぢん・三味線製作所 | |
| | 奄美の芭蕉布 | 染織品 | 2005年9月16日 | 知名町 | 沖永良部芭蕉布工房・長谷川 | |
| 大島・鹿児島 | 太鼓(チチン) | 和楽器 | 1995年2月22日 | 奄美市 鹿児島市 | 奄美ちぢん・三味線製作所 川畑織機製作所 | |

出所:鹿児島県ウェブサイト「県指定伝統的工芸品の34品目」等より筆者作成

け継がれてきた工芸品」を「鹿児島県伝統的工芸品」として指定している³⁰⁾。1988年に「加世田鎌・加世田包丁」、「蒲生和紙」、「種子鋏」の3品目が最初の指定を受けて以降、現在では合計34品目が指定を受けている(表10)。

2.6.2. 鹿児島県における要綱の改正

鹿児島県は1988年に「鹿児島県伝統的工芸品指定要綱」を定めたのち、2000年に改正を行った。この改正は、いわゆる「地方自治法の大改正」が契機となっている。それまでは、申請書の提出および各種届出を行う際は、「市町村長を経由して」行うこととされていたが、改正後はこの「市町村長を経由して」という文言が削除された³¹⁾。

これは、1999年に成立した「地方分権の推進を

図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」によって地方自治法が改正され、知事から市町村長への事務委任(機関委任事務)の制度が廃止されたことから³²⁾、市町村長を通しての手続きを見直したことに起因している。

2.7. 大分県の伝統工芸品指定について

大分県は、県独自の伝統的工芸品は指定しておらず、指定要綱の類も存在しない。県の伝統的工芸品担当部署に、今後の県による伝統的工芸品指定の方針について尋ねたところ、「現時点では検討しておりません」との回答を得た。

現在大分県内には、経済産業大臣指定伝統的工芸品である別府竹細工のほか、その技法が国の重要無形文化財に指定されている小鹿田焼、さらに日田木

工芸、日田漆器、別府黄楊細工、中津和傘、大分藺草細工、大分手漉和紙、豊後刀等様々な工芸品が存在している³³⁾³⁴⁾。

3. 考察

これまで、九州各県が独自に指定する伝統的工芸品の現状について概観してきた。総計で209品目（福岡県34品目、佐賀県10品目、長崎県10品目、熊本県85品目、宮崎県36品目、鹿児島県34品目）が指定されていることがわかった。この現状を踏まえて、以下3つの問題点を提示し考察を加える。

3.1. 生産実態把握の困難さ

九州各県における県指定伝統的工芸品の現況の一覧を提示したが、県が工芸品の生産実態を把握する作業は容易な作業ではない。なぜなら、制作者の廃業や死亡、さらには生産拠点の移動を随時把握するには、県や市町村の担当部署が制作者との連絡を密にする必要があるからである。その正確な把握のために、各県それぞれが県指定伝統的工芸品に関する変更手続き等について、運用がしやすいように要綱・要領の改正を行う等の方法で、柔軟に対応している状況が窺えた。品目指定時点のみに留まらない、継続的な産地支援・サポートを行っていくためには、正確かつ効率的な生産実態を把握する手法を考案することが求められる。

3.2. 指定要綱の公開性

本稿では九州各県の指定要綱を重要な研究素材として扱った。その中で各要綱を閲覧する際には、県の例規集ウェブサイト（長崎県、鹿児島県）や県の伝統工芸品に関するウェブサイト（熊本県）で確認できたケースと、県の担当部署に問い合わせで閲覧で

きたケース（福岡県・佐賀県・宮崎県）とがあった。要綱の透明性を確保し、県民に対し法的に関係のある存在としての要綱と位置付けるためには、これらの要綱が今後より積極的に公表されることが必要である³⁵⁾。

3.3. 経費補助を伴わない指定制度の補完

大分県を除く九州6県の県指定伝統的工芸品の制度内容を検証してみると、長崎県以外は経費補助の項目がないことが明らかとなった。これを補完するものとして「補助金制度」がある。例えば佐賀県では、県指定伝統的工芸品等が交付対象となっている補助金制度が定められている³⁶⁾。各県・市町村における伝統的工芸品を対象とした補助金制度についてもその有効性について検討する必要がある。また一部の県では、県指定伝統的工芸品であることを示す「指定マーク」を使用できる等のメリットが付加されているが、支援の形としては限定的である。

一たび伝統的工芸品の品目に指定がなされた後には、その後の支援・振興には実効性が求められる。その中で、各県が普及・啓発・認知度向上等の部分で取り組めるものとして、パンフレットの随時改定や指定品目を紹介するウェブサイトの構築・更新等が挙げられる。指定制度の形骸化を避けるためには、生産者が実効的なメリットを感じ、魅力あふれる伝統的工芸品の生産に結び付けられるような指定制度となっているかどうかを継続的にチェックできる仕組み作りが不可欠である。

4. おわりに

今回、九州各県が指定する伝統的工芸品の現況調査を行った結果、各県の「指定要綱」が重要な役割

を果たしていることがわかった。その運用にあたっては、各県それぞれが要綱の改正等の柔軟な対応を行うことで指定制度維持が図られていた。

一方で、各県の指定制度の源流は伝産法にあるといえる。その伝産法も1974年制定以降、2度の改正を経て、支援振興の対象を広げている³⁷⁾。国の指定品目は減ることなく増え続けているが、伝統的工芸品産業支援・振興補助金の予算規模は2015年度以降ほぼ横ばいとなっている³⁸⁾。今後は補助金の配分が受けられない品目が増えていく可能性もある。

そのような状況の中で、県指定伝統的工芸品の制作者がどんなメリットを享受できるかを再検討することは、制度存続の意義を高める上で不可欠な営為であり、ひいては多様性を持った我が国の伝統工芸産業の維持に向けた喫緊の課題と捉えるべきであると考えます。

謝辞

九州各県の伝統的工芸品指定制度の把握に当たっては、福岡県観光政策課の牟田麻美氏、佐賀県流通・貿易課の鈴木良太氏、大分県商業・サービス業振興課の植松奎奈氏、宮崎県オールみやざき営業課の山下太吾氏、鹿児島県かごしまPR課の藏ヶ崎氏、長崎県企業振興課ほか各県担当課・担当者の皆様に、指定状況や指定要綱の制定・改正経緯に関する資料の提供や助言等を頂き、大変お世話になりました。また、本稿作成に当たっては、匿名のレフェリーから貴重なアドバイスやコメントを頂きました。ここに記して感謝の意を表します。

(注)

- 1) 経済産業省「伝統的工芸品指定品目一覧 [都道府県別]」
(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyō-densan/pdf/densan_shitei191120.pdf, 2019年12月20日閲覧)
- 2) 九州経済産業局「九州の伝統的工芸品」パンフレット、2017年
(<https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/seizo/dento/pamphlet.pdf>, 2019年12月20日閲覧)
- 3) 釜堀文孝「伝統的工芸品産業の数量化を用いた問題解決手法について」『九州産業大学伝統みらい研究センター論集』九州産業大学伝統みらい研究センター、第1号、2018年、11-24頁
(http://repository.kyusan-u.ac.jp/dspace/bitstream/11178/7773/1/Fumitaka_Kamahori_JORNAL_OF_THE_MRTC_NO.1.pdf, 2019年12月20日閲覧)
- 4) 北出芳久「大阪の伝統的工芸品産業の現状と課題」『産開研論集』大阪産業経済リサーチセンター、第25号、2013年、51-64頁
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1949/00103312/25RONSHUKitade.pdf>, 2019年12月20日閲覧)
- 5) 田中みなみ・吉野良太・朴燦一・宮崎清「千葉県の伝統的工芸品産業の活用に関する調査・研究」『デザイン学研究研究発表大会概要集』日本デザイン学会、46巻、1999年、76-77頁
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jssd/46/0/46_76/_pdf-char/ja, 2019年12月20日閲覧)
- 6) 佐中忠司「中国・四国地方における伝統的工芸品産業の現状」『比治山大学現代文化学部紀要』比治山学園、第13号、2007年、117-139頁 (<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hijiyama-u/file/6274/20140122093024/hjg1307.pdf>, 2019年12月20日閲覧)
- 7) 伝統的工芸品産業振興協会『平成18年度版 全国伝統的工芸品総覧—受け継がれる日本のものづくり—』同友館、2007年
- 8) 前川洋平・宮林茂幸・関岡東生「伝統的工芸品産業に関する都道府県条例等整備の現状と課題」『林業経済』林業経済研究所、67巻6号、2014年、19-28頁
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/rinrin/68/8/68_KJ00010156463/_pdf-char/ja, 2019年12月20日閲覧)
- 9) 北出芳久「伝統的工芸品産業支援のあり方について」『産開研論集』大阪産業経済リサーチセンター、第29号、2017年、21-30頁
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1949/00103312/Ronsyu29Kitade.pdf>, 2019年12月20日閲覧)
- 10) 西口光博「京都府・市における伝統産業振興条例制定について」『龍谷大学経営学論集』龍谷大学経営学会、46巻、3・4号、2007年、1-17頁
(https://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/KJ00004858772_?key=JDYZPG, 2019年12月20日閲覧)
- 11) 「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」
(2005年10月18日制定、京都府例規集ウェブサイト、https://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/aa30016821.html、2019年12月20日閲覧)
- 12) 「沖縄県伝統工芸産業振興条例」(1973年10月13日制定、沖縄県例規集ウェブサイト、[http://www3.e-reikinet.jp/okinawa-ken/d1w_reki/34890101007200000000/34890101007200000000.html](http://www3.e-reikinet.jp/okinawa-ken/d1w_reki/34890101007200000000/34890101007200000000/34890101007200000000.html)、2019年12月20日閲覧)
- 13) 伝統的工芸品産業振興協会『伝統的工芸品の本<平成15年版>』同友館、2003年、213-214頁
- 14) 「福岡県特産工芸品等指定要綱」第1条
- 15) 福岡県告示第46号「福岡県の特産工芸品の指定の解除」『福岡県公報』第3059号、2010年1月8日
(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/44773_15516255_misc.pdf, 2019年12月20日閲覧)
- 16) 「【社説】 伝統工芸解除 このまま消え去るのは…」西日本新聞、2009年12月28日、朝刊、6頁
- 17) 「佐賀県伝統的地場産品振興対策要綱」第1条
- 18) 「佐賀錦など8品目、伝統的地場産品に指定、助成」西日本新聞、1993年10月20日、朝刊、1頁
- 19) 「長崎県伝統的工芸品産業振興対策要綱」第1条
(長崎県例規集ウェブサイト、<http://www10.e-reikinet.jp/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A917DC2DA&houcd=H403902500034&no=9&totalCount=9&fromJsp=SrMj>, 2019年12月20日閲覧)
- 20) 「長崎県伝統的工芸品産業振興対策要綱」第9条に「知事は、伝統的工芸品産業の振興を図るため、必要と認めるときは、事業者などに対し、予算の範囲内で経費の補助をすることができる」と定められている。
- 21) 長崎県産業労働部「令和元年度産業労働部の概要」35頁、「平成30年度産業労働部の概要」35頁、「平成29年度年度産業労働部の概要」83頁(長崎県ウェブサイト「長崎県産業労働部の概要」、<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/soshikiannai/bu-gaiyou/>、2019年12月20日閲覧)。いずれも「長崎べっ甲対策事業」の事業概要の2つ目に「県指定伝統的工芸品関係事業」が挙げられている。「長崎べっ甲対策事業」は1992年からの継続事業で、近年の事業予算額は2016年度が3,241千円、2017年度が4,846千円、2018年度が4,061千円、2019年度が3,811千円。
- 22) 「熊本県伝統的工芸品の指定要項」第1条
(https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=20954&sub_id=5&flid=138279 2019年12月20日閲覧)
- 23) 「熊本県伝統的工芸品の指定取消(平成30年3月)」(https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_22900.html、2019年12月20日閲覧)
- 24) 「熊本県伝統工芸館条例」(熊本県例規集ウェブサイト、<https://www1.g-reiki.net/kumamoto/act/frame/frame110000803.htm>、2019年12月20日閲覧)

- 25)「はかた伝統工芸館条例」(福岡市例規集ウェブサイト、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00000603.html、2019年12月20日閲覧)
- 26)「八女伝統工芸館条例」(八女市例規集ウェブサイト、http://www.city.yame.fukuoka.jp/static/add/reiki/reiki_honbun/q012RG00000335.html、2019年12月20日閲覧)
- 27)「熊本市くまもと工芸会館条例」
 (熊本市例規集ウェブサイト、https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00000350.html、2019年12月20日閲覧)
- 28)「別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例」
 (別府市例規集ウェブサイト、http://www3.e-reikinet.jp/beppu/d1w_reiki/H406901010012/H406901010012.html、2019年12月20日閲覧)
- 29)「宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱」第1条
- 30)「鹿児島県伝統的工芸品指定要綱」第1条
 (鹿児島県例規集ウェブサイト、http://g-reiki.pref.kagoshima.jp/pref.kagoshima2/reiki_honbun/q701RG00000570.html、2019年12月20日閲覧)
- 31) 改正が行われた条項は第2条4項、第2条5項、第3条、第5条。
- 32) 地方自治研究機構「市区町村の地方分権一括法への対応に関する調査研究」2018年
 (http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/004/pdf/h24/h24_09.pdf、2019年12月20日閲覧)
- 33) 秋貞寛治「大分の風土と工芸」『日本の伝統工芸 11 九州 I』ぎょうせい、1984年、114-117頁
- 34) 大分県による県内の伝統工芸品を支援する動きとして、1995年・1996年度に「地域工芸品振興対策事業」が実施された。しかし、県担当課においては「該当する簿冊が保存期間を満了し破棄されているため」、この事業内容を参照できる資料は閲覧できなかった。
- 35)「熊本県における条例等の制定指針」2014年、7頁
 (https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=4910&sub_id=1&flid=1&dan_id=1、2019年12月20日閲覧)
- 36)「さが伝統産業等創造支援事業費補助金交付要綱」
 (https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00372763/3_72763_158800_up_8gb85ur6.pdf、2020年2月14日閲覧)
- 37) 佐中忠司「伝統的工芸品産業の経済学的考察－『伝産法』による指定の現状と問題点－」『比治山大学現代文化学部紀要』比治山学園、第12号、2006年、139-161頁 (<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hijiyama-u/file/6272/20140122092839/hjg1208.pdf>、2019年12月20日閲覧)
- 38) 大淵和憲「伝統工芸産業支援・振興手法のリデザインについての一考察－佐賀県におけるNPOによる新たな支援の動きを通じて－」Designシンポジウム2019発表概要集、2019年、365-368頁

(参考文献・ホームページ)

- [1] 北出芳久「地方自治体における伝統工芸品産業振興施策の方向性」『産開研論集』大阪産業経済リサーチセンター、第30号、2018年、47-53頁
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1949/00103312/5RonshuKitade.pdf>、2019年12月20日閲覧)
- [2] 前川洋平・宮林茂幸・関岡東生「伝統的工芸品産業に関する市町村条例等整備の現状と課題」『林業経済』林業経済研究所、68巻8号、2015年、9-23頁
(https://www.jstage.jst.go.jp/article/rinrin/68/8/68_KJ00010156463/_pdf/-char/ja、2019年12月20日閲覧)
- [3] 前川洋平・宮林茂幸・関岡東生「『伝統的工芸品産業の振興に関する法律』の効果と課題」『東京農業大学農学集報』東京農業大学、58巻2号、2013年、85-91頁
(https://nodai.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=514&file_id=19&file_no=1、2019年12月20日閲覧)
- [4] 伝統工芸青山スクエアウェブサイト「伝統工芸品を探す」
(<http://kougeihin.jp/crafts/>、2019年12月20日閲覧)
- [5] アクロス福岡ウェブサイト「福岡の伝統工芸」
(https://www.acros.or.jp/r_culture/craftwork.html、2019年12月20日閲覧)
- [6] 佐賀県産業労働部産業企画課「佐賀県の商工業 第1章 工業 3. 伝統産業」2019年5月7日掲載
(http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00352120/3_52120_137494_up_ibxi2v5v.pdf、2019年12月20日閲覧)
- [7] 佐賀県パンフレット「佐賀 伝統の工芸と食品」2014年11月発行
(https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00325394/3_25394_17_20152512236.pdf、2019年12月20日閲覧)
- [8] 長崎県ウェブサイト「長崎県の伝統的工芸品」
(https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/furusato_sangyo/dentou_kougeihin/、2019年12月20日閲覧)
- [9] 熊本県パンフレット「熊本県の伝統的工芸品」2018年3月発行
(https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=23935&sub_id=1&flid=150422、2019年12月20日閲覧)
- [10] 熊本県観光労働部観光物産課「熊本県伝統的工芸品指定一覧表」
(https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=20954&sub_id=5&flid=138282、2019年12月20日閲覧)
- [11] 宮崎県ウェブサイト「宮崎県の伝統的工芸品<伝統的工芸品とは>」
(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/allmiyazaki/shigoto/shokogyo/index.html>、2019年12月20日閲覧)
- [12] 鹿児島県ウェブサイト「県指定伝統(でんとう)的工芸品の34品目」
(<http://www.pref.kagoshima.jp/kids/sangyou/dentoukougei.html>、2019年12月20日閲覧)